

# 防災・防犯に関する新たな助成制度

長洲町では、防災や防犯対策の強化を目的として、今年度新たに3つの助成制度を開始しました。暮らしの安全を守るため、ぜひご活用ください。

## ①家庭用消火器購入費助成

- 助成内容：1世帯につき消火器1本（国家検定合格之証があるもの）
- 助成額：消火器購入費の1/2とし、上限3,000円
- 対象者：町内に住民票があり自らの居住する住宅に新たに消火器を購入し設置する世帯主
- 申請書類
  - (1) 申請書
  - (2) 消火器を購入したことわかる書類（レシートなど）
  - (3) 国家検定合格品であることが確認できるもの

## ②住宅用火災警報器購入費助成

- 助成内容：1世帯につき住宅用火災警報器3個まで（寝室および寝室のある階の階段室の上部に設置するもの）
- 助成額：住宅用火災警報器購入費などの1/2とし、1個あたり上限3,000円
- 対象者：町内に住民票があり、自らの居住する住宅に新たに火災警報器を購入し設置する世帯主
- 申請書類
  - (1) 申請書
  - (2) 火災警報器を購入したことわかる書類（レシートなど）
  - (3) 警報器の仕様がわかるもの

## ③家庭用防犯カメラ購入費助成

- 助成内容：1世帯につき家庭用防犯カメラ1個
- 助成額：防犯カメラ購入費などの1/2とし、上限10,000円
- 対象者：町内に住民票があり、自らの居住する住宅に新たに防犯カメラを購入し設置する世帯主
- 申請書類
  - (1) 申請書
  - (2) 防犯カメラを購入したことわかる書類（レシートなど）
  - (3) 防犯カメラの仕様がわかるもの
  - その他、詳細についてはお問い合わせください。

※詳しくは町HPをご覧ください。

問 総務課 危機管理対策室 ☎78-3104

## 民間タクシー利用料金助成事業を継続します！

令和7年8月1日から令和8年1月31日までの期間で実施予定でした「民間タクシー利用料金助成事業」は、令和8年3月31日まで継続して実施します。

既に本事業を利用している人で、未使用のチケットをお持ちの人は継続して利用できます。

●実施期間：令和8年1月31日㊉まで → 令和8年3月31日㊉まで

●対象者：運転免許証を所有していない町内在住の65歳以上の人  
運転免許証を所持しておらず、障がい者手帳等を有している人

●助成額：町内タクシー会社を利用した場合、利用料金の半額  
(ただし、1回につき町からの助成額の上限は2,000円)

例) 運賃2,000円の場合は、町負担1,000円で本人負担1,000円。  
運賃5,000円の場合は、町負担2,000円で本人負担3,000円。

●利用区間：長洲町、荒尾市、玉名市

※荒尾市、玉名市から乗車する場合は、行き先を長洲町内とします。

なお、同じ期間で実証運行を行っていました「きんぎょタクシー土曜日運行」は予定どおり令和8年1月31日㊉で終了します。

問・申 まちづくり課 企画調整係 ☎78-3239